

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～

国民年金保険料の追納をおすすめします！

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある方は、保険料を全額納付した方の「老齢基礎年金」の受給額より少額となります。

そこで将来の老齢基礎年金額を増やすために、これらの免除期間の保険料について遡って納めることができます。

条件

✔ 追納ができる期間

追納が承認された月の前10年以内の免除期間です。

✔ 古い順から追納

保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間のうち、原則古い期間の分から納めて下さい。

✔ 加算額

保険料の免除もしくは納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早めの追納をお勧めします。

✔ 追納ができないケース

一部免除の方の場合、免除された一部以外の額は納付することとなっておりますが、未納がある場合はこの追納制度がご利用出来ません。

手続き場所

うるま市役所 市民課 国民年金係(東棟1F)またはコザ年金事務所

※追納するためには、お申込みが必要です。申込後、日本年金機構から「追納納付書」が送られてきます。

令和7年3月31日までに追納する場合の保険料額

〔月額〕

期間	全額免除 法定免除 納付猶予 学生納付特例	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
平成26年4月～平成27年3月分	15,460円	11,600円	7,730円	3,860円
平成27年4月～平成28年3月分	15,790円	11,840円	7,890円	3,950円
平成28年4月～平成29年3月分	16,460円	12,340円	8,230円	4,110円
平成29年4月～平成30年3月分	16,670円	12,510円	8,330円	4,170円
平成30年4月～平成31年3月分	16,500円	12,370円	8,250円	4,120円
平成31年4月～令和2年3月分	16,560円	12,420円	8,270円	4,140円
令和2年4月～令和3年3月分	16,670円	12,500円	8,340円	4,160円
令和3年4月～令和4年3月分	16,710円	12,530円	8,350円	4,170円
令和4年4月～令和5年3月分	16,590円	12,440円	8,290円	4,150円
令和5年4月～令和6年3月分	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円

・免除などを受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。なお、上記 部分の保険料には、一定の加算額が含まれています。